



国民健康保険税って?!・・・吉川市の出前講座を聞いてみて

大熊眞弓

2017年5月10日(水)10～12時 コミュニティスペースくるり 2Fにて
吉川市まちづくり出前講座「国民健康保険の概要」を開催。
参加者9名、吉川市よりの職員2名(西村、鈴木)

あいにくの雨の中?!

それが幸いして、参加出来た方もいたので、恵みの雨となり、講座がスタートしました。

国民健康保険制度とは?

国民健康保険(国保)とは日本の医療保険制度は、病気やけがをしたとき、経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、必ず全ての方が、その職業などに応じていくつかある公的な医療保険のいずれかに加入することになっています(国民皆保険制度)。なかでも国民健康保険(国保)は、国民皆保険制度の中核として重要な役割を担っており、その運営は、みなさんが住んでいる市区町村が行っています。しかしながら、少子高齢化が進展する中であって医療費が高い高齢者を多く抱え、その一方では経済・社会情勢等の変化を受け、保険税の負担能力の低い被保険者が増加するなどの問題を抱え、財政運営は厳しい状況となっています。

～分かったこと～

- ・ **75歳になると**どんな医療保険制度(健康保険や共済組合、国民健康保険)に入っている人でも **強制的に「後期高齢者医療制度」に移される**ということ。
- ・ 後期高齢者医療制度は、埼玉県後期高齢者医療広域連合が保険者(健康保険事業の運営主体のこと)になっているそうだ。

～びっくりしたこと～

- ・ **0歳の子どもにも、健康保険税がかかっていることを知らなかった!**
(収入に対しての課税部分と、均等割りという無収入でも一人あたりに課税される分があるということを知った。)
ちなみに、吉川市では、年間41,000円/人が世帯主に対して課税されている。収入に対して課税されているものだけだと思っていたので、なぜ世帯主に家族分がまとめて請求が来るのかが理解できなかったが、この講座を通して、理解出来た。
- ・ 吉川市の国保税の決め方
国民健康保険税は「均等割」と「所得割」から成り立っている。
- ・ 均等割→所得に関係なく誰もが課税されるもの





・所得割→前年の所得額に応じて課税されるもの

所得に応じて税額が高くなる仕組みになっているが、課税の上限度額が設定されていて、年間でその金額以上は課税されないとのこと。

当日出た主な質問

Q1：なんで、子どもが独立して人数が、減ったのに、国保税が変わらないの？

A1：国民健康保険税には、上限額が設けられている。きっと元々が上限額を超えていたと予想される。金額が減っても上限以上の変更である場合は、国保税の金額は変わらないということがある。

Q2：夫婦であっても別々の収入であり、別管理をしている。なぜ世帯主に課税されるのか？

A2：収入の無い、支払い能力の無い家族分も課税対象であるので、世帯主に対しての課税と決められている。

実際に国保の加入者は0歳～75歳未満の人だけど、他の社会保険に加入している人とその扶養になっている家族は、含まないので、経済力の無い人が圧倒的に多いということ。

また、少子高齢化で税金を納める能力の低い人が増える現実の中、国保の保険料収入は減り続け、医療費はどんどん増え続けている。

国保に加入してくる人は体を壊して、仕事をやめ国保への人や、定年退職を契機に加入という人の比率がどんどん増えているから、納税の力は弱い人が多く、高齢であったり、病弱である人の比率が高いので医療費は増えている。このままでは、市町村で立ち行かないところも出てきているので、H30年度から県が運営主体になる。

保険税の所得割税率はどうやって決めるの？

均等割とプラスで所得に合わせて金額を決める所得割の％は、ある程度の範疇の中で市町村が決める。(その市町村が必要な金額＝医療費を満たすために％をはじき出す)ということで、吉川市は以下の表の様に 8.2%と 9.7%となっている。

年齢条件	均等割	所得割 税率	限度額 ／世帯あたり
0歳以上 40歳未満、65歳以上 75歳未満	41,000円	8.2%	63万円
40歳以上 65歳未満	53,000円	9.7%	73万円

<吉川市の国民健康保険の税率>

運営主体の市町村が必要な医療費を満たすために決めてよい。つまり 均等割りの金額も所得割の税率(%)も市に任されている現実がある。

～平成 30 年度から国民健康保険税の財政運営の責任主体が県へ～

これが H30 年度から県に移行と聞いたが、吉川市に住んでいる人の国保税が上がるのか下がるのか





か現段階では不明。

ちなみに

越谷市（越谷市 HP より）

国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金等分、介護保険分（40歳から64歳の人）の合計額により算定されます。加入者が複数の場合は、それぞれ同様に計算した合計金額が世帯主に課税されます。

三郷市（三郷市 HP より）

国民健康保険税について

1年分（4月～翌年3月）の国民健康保険税を、前年の所得金額・固定資産税額等によって算出します。社会保険のように「扶養」という制度がないため、収入のないかた・収入が少ないかたも課税の対象となります。また、給与以外の所得（年金収入・不動産所得・一時所得・譲渡所得など）も課税の対象となります。

それぞれの市が独自の課税方法を取っている（近隣の3パターン）

- 「均等割（一人当たり負担）」と「所得割」の合計が世帯主に対して請求がくる市。
- 「均等割（一人当たり負担）」と「平等割（世帯に対してかける）」と「所得割」の合計が世帯主に対して請求がくる市。
- 「均等割」と「固定資産税に対する課税」と「所得割」合計が世帯主に対して請求がくる市。

また、「平等割」という考え方の無い市ある市、「固定資産税について課税対象」とする・しないも市の判断の様である。

吉川市は上記の表のように「均等割（あかちゃんから75歳までの人一人当たり）」とプラスで一人一人の所得に対して課税される「所得割」の合計が世帯主に対して請求が来るとわかった。

保養所利用助成券の支給

会社の健康保険組合のように、保養所の券が（提携宿泊先の割引券：大人3千円・小人1500円・年度1泊）が、使えるそうだ（くわしい 提携先リストは、吉川市 HP より参照）。

吉川市の HP より以下の様にクリックしてください。

吉川市HP : [ホーム](#) > [くらしのガイド](#) > [国民健康保険・国民年金](#) > [国民健康保険制度](#)
> [共同保養施設の宿泊助成について](#)





【参考】他の制度との比較

	① 市町村国保	② 協会けんぽ	③ 組合健保
加入者数 (平成27年3月末)	3,303万人	3,839万人 本人2,080万人 家族1,549万人	2,913万人 本人1,564万人 家族1,349万人
加入者平均年齢 (平成26年度)	51.5歳	36.7歳	34.4歳
加入者1人当たり医療費 (平成26年度)	33.3万円	16.7万円	14.9万円
加入者1人当たり平均所得 ^{※1} (平成26年度)	86万円	142万円	207万円
加入者1人当たり平均保険料 ^{※2} (平成26年度) (専業主婦世帯)	8.5万円	10.7万円(21.5万円) 被保険者1人当たり 19.7万円(37.9万円)	11.8万円(26.0万円) 被保険者1人当たり 22.0万円(48.9万円)
保険料負担率 ^{※3}	9.9%	7.6%	5.7%
公費負担 (定率のみ)	給付費等の 20%+ ¹⁾ 保険料軽減等	給付費等の 18.4%	後期高齢者支援金等 の負担が重い保険者 等への補助

※1 市町村国保については「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「遺族の繰越控除額」と「分離課税所得金額」を加えたものを年度平均加入者数で除したものと、協会けんぽ、組合健保については「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを年度平均加入者数で除した参考値

※2 加入者1人当たり保険料額は、市町村国保は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計、保険料額に介護分は含まない

※3 保険料負担率は、加入者1人当たり平均保険料を加入者1人当たり平均所得で除した額
※厚生労働省資料による

①：国民健康保険

②：健康保険：民間会社に勤める人とその扶養者等

③：共済組合：公務員等の職員とその扶養家族等

上記の表から、①国民健康保険加入者は、年齢が高く・医療費が2倍で、収入が少ない(②③の半分)という実態が読み取れる。

以上

